

今月の一品 平成 28 年 5 月

材木荷主浅見家の極印



江戸時代、入間川上流域の材木荷主たちは、それぞれが「極印」と呼ばれる商標のようなものを持ち、筏を流送していました。それは同業者の組合である「仲間」の構成員にたちに承認されなければならず、それが捺してあることによって自らの荷物であることの証明となりました。

赤沢村の材木荷主浅見才次郎家の極印は 大 で「かくだい」と読みましたが、この印は炭の通帳などにも使われ、同家の家印でもありました。